

○厚生労働省令第四十二号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第十九条の規定に基づき、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>様式第4号 (第6条第2項関係)</p> <p>番号 年月日</p> <p>殿 紛争調整委員会 会長 ㊟</p> <p>あつせん開始通知書</p> <p>申請人 から 年 月 日申請のあつたあなたとの間の紛争のあつせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 事件番号</li><li>2 あつせん委員</li><li>3 あつせん申請の概要</li><li>4 留意事項</li></ol> <p><u>(1) 紛争調整委員会によるあつせんとは、当委員会のあつせん委員</u></p>	<p>様式第4号 (第6条第2項関係)</p> <p>番号 年月日</p> <p>殿 紛争調整委員会 会長 ㊟</p> <p>あつせん開始通知書</p> <p>申請人 から 年 月 日申請のあつたあなたとの間の紛争のあつせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 事件番号</li><li>2 あつせん委員</li><li>3 あつせん申請の概要</li><li>4 留意事項</li></ol> <p><u>(1) 紛争調整委員会によるあつせんとは、当委員会のあつせん委員</u></p>

が紛争当事者の間に入り、当事者間の話し合いにより簡易かつ迅速な紛争の解決を促進するものです。

(2) あつせんは、非公開で行われ、あつせん委員が当事者双方から主張を伺いながら、当事者双方の合意の形成による解決を図るものであり、一方の当事者の意に反した内容への合意を強制されることはありません。

(3) あつせんの手続への参加は任意であり、手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あつせんの手続を打ち切ることでとなります。不参加の場合に、不利益な取扱いがなされるものではありません。

(4) あつせんに参加するか否かについて、          年           月           日まで  
に当委員会あて通知してください。参加する場合、あつせんの期日  
等具体的な手続について、追って通知します。

が紛争当事者の間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促進する  
ものです。

あつせんの期日等具体的な手続については、追って通知します。  
(新設)

(2) あつせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には  
、あつせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あつ  
せんの手続を打ち切ることでとなりますので、当委員会によるあつせ  
んを望まない場合には、          年           月           日まで  
にその旨を当委員会あて通知してください。

なお、あつせんの手続は、参加が強制されるものではなく、また  
、不参加の意思が表明された場合にも、不利益な取扱いがなされる  
ものではありません。

(新設)

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。